

お客様各位

劇物を含有する泡消火薬剤の取り扱いについて

ニッタン株式会社

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「毒物及び劇物取締法」に基づく毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令が公布され、一部の泡消火薬剤に含有しているトリエチレンテトラミン（CAS 番号 112-24-3）が、2018年7月1日から劇物に指定されました。これに伴い、同日から対象泡消火薬剤を取り扱う場合には、毒物及び劇物取締法の基準に則る必要がありますので、以下に従い取り扱うようお願い致します。

敬具

記

1. 対象泡消火薬剤の種類と取り扱いについて

該当設備は特定駐車場泡消火設備「アクアフォース3」です。

ニッタンで採用している製品では泡消火薬剤「**泡第17～3号 メガフォームF-623T**」

（DIC株式会社製）のみ該当します。

詳細は、別紙のリーフレット「劇物指定された物質を含有する泡消火薬剤の取り扱いについて/（一社）日本消火装置工業会」を参照願います。

2. 表示について

予備品として保管している対象泡消火薬剤にはその**ポリ缶等容器への劇物表示**、保管場所には「**医薬用外劇物（白地に赤文字）**」の表示が必要となりますのでそれぞれ表示をお願いします。

3. 販売のための保管について

販売のためにポリ缶を保管する場合は、**毒物劇物取扱責任者**が必要になります。

4. 表示シールについて

表示シールは、DIC株式会社にて無償配布をしていますので、下記へご連絡していただくよう、お願い申し上げます。

DIC株式会社 ポリマ製品本部 精密化学品営業グループ 泡消火薬剤担当者

Tel:03-6733-5933

Fax:03-6733-6193

5. 対象外の箇所について

泡消火設備の泡消火薬剤貯蔵槽（泡タンク）内に貯蔵された泡消火薬剤、配管内の水溶液について表示義務の対象外となります。

以上